

令和元年度 北茨城市国民保護計画の変更概要について

1 北茨城市国民保護計画の概要

北茨城市国民保護計画は、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」やその他法令及び茨城県国民保護計画を踏まえ、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救済などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めたもので、市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的として、平成 19 年 3 月に策定し、その後、平成 21 年 11 月に変更しました。

2 変更のポイント

本計画は作成から約 10 年が経過し、この間、国民の保護に関する基本指針や茨城県国民保護計画の変更、本市の地域防災計画の修正等があり、内容の追加や変更等が必要となりました。主な変更点は次のとおりです。

1) 法令改正等に伴う変更

① 国民の保護に関する基本指針の変更

- 国と地方自治体間の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、首相官邸と都道府県及び市区町村間で緊急情報を送受信する緊急情報ネットワークシステム Em-Net（エム・ネット）が整備されたことから、警報や避難の指示等の伝達に活用することを明記しました。
- 大規模集客施設や旅客輸送施設においては、市と施設管理者が連携して滞在者の避難等を確保することを追記しました。

② 災害対策基本法の改正

- 災害時要援護者について、高齢者、障がい者等の災害時に配慮が必要な方が要配慮者、自力での避難が困難なため特に支援を要する方が避難行動要支援者と定義されたことを踏まえ、用語の変更を行いました。
- 市町村長は、平時から避難行動要支援者の名簿を作成、管理し、避難支援に活用することとなったことを踏まえ、避難支援に関する取組について整合を図りました。

2) 市の現状との整合

① 地域防災計画の修正

- 武力攻撃等による原子力災害が発生した場合、地域防災計画に準じてモニタリング、安定ヨウ素剤の服用、避難住民の避難退域時検査や簡易除染、飲食物の摂取制限などを行うことを明記しました。

② 市組織の変更

- 市の組織変更に基づき、市立総合病院部の名称を市民病院部に変更するなど対策本部の構成組織を変更しました。

③ 市防災行政無線等の導入

- 同法系の市防災行政無線や緊急速報メールを導入したこと踏まえ、市の緊急情報の伝達手段として追記しました。
- 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム」（J-ALERT）の導入に伴い、緊急事態の発生時には、市防災行政無線の自動放送により緊急情報を伝達することを明記しました。

3) その他所要の修正

① 所管省庁の変更

- 廃棄物処理 : 厚生省 ⇒ 環境省
- 救援事務 : 厚生労働省 ⇒ 内閣府

② 法律名の変更

- 薬事法 ⇒ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

③ 機関名の変更

- 日本郵政株式会社 ⇒ 日本郵便株式会社

④ 用語等の変更

- 障害者 ⇒ 障がい者

⑤ その他

- 気候、人口、土地利用などの統計情報の更新
- 外国人登録原票の削除（外国人登録制度の廃止）